（別紙１）

令和　　年　　月　　日

「ラーケーションの日」取得届出書

富士市立富士第二小学校 校長 宛

年　　組　　番

児童生徒氏名

保護者署名（自署）

下記の計画により「ラーケーションの日」を取得したいので、届け出ます。

取得日	令和　年　月　日（　）から 令和　年　月　日（　）まで	今回取得後の残日数 （　　）日
活動場所		
活動目的		
付き添い人 （保護者以外の場合のみ記入）	氏名： 児童生徒との続柄：	

◎「ラーケーションの日」とは

ラーケーションとは、学び（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語であり、平日に校外等で、授業の代わりにお子様と保護者等が一緒になって体験活動をしたり、話し合ったりする日のことをラーケーションの日と言います。届出が受理されると、欠席ではなく出席停止扱いとなります。届出は、原則１週間前までに行うこととし、当日及び事後の届出は受理できませんのでご承知おきください。

◎保護者様へ

裏面にある「確認項目」をご確認いただき、確認できたらチェックを入れてください。

（　）年（　）組（　）番（　　さん）保護者　様

令和　　年　　月　　日（～　　月　　日まで）取得予定の「ラーケーションの日」届出について受理しました。

校長印

※ 原本は保護者が、学校は写しを保管すること

【確認項目】

次の項目をご確認いただき、確認できたらチェックを入れてください。

□ 表面にある「ラーケーションの日」の意義についてご理解ください。

□ ラーケーションの日を取得しようとするときは、１週間前までにこの届出書に「必要事項を記入の上、学級担任を通じて学校長に提出してください。取得日１週間前を過ぎている場合は、速やかに学校にご連絡ください。

□ 表面の保護者署名欄は、保護者の直筆での記入をお願いします。

□ ラーケーションの日は、年度内に最大３日間取得することができます。取得単位は１日単位とし、連続して取得することができます。

□ ラーケーションの日は、児童生徒が保護者等と共に自主的に校外で活動に取り組む場合に取得できます。

□ ラーケーションの日を取得した場合であっても、当該日に係る学校給食費その他の費用は、還付しません。

□ ラーケーションの日を取得した場合における学校での当該日の学習については、各家庭での自学自習で補完することとなります。

□ ラーケーションの日を取得した場合における当該日の事故等については、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の適用はできません。

□ 取得日が「取得できない日」でないことを確認してください。